

政令第 号

温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

温泉法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年十月二十日とする。